

令和 5 年 第 1 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和5年1月25日（水）

色麻町農業委員会議事録

令和5年1月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担 当	氏 名
1	農 政	高 橋 たえ子
2	農 地	堀 籠 慶 浩
3	農 地	鎌 田 一 宣
4	農 政	早 坂 勝 一
5	農 政	渡 へ 義 彦
6	農 政	齋 條 仁 美
7	農 地	菅 原 敏 臣
8	農 地	阿 部 きよ子
9	農 地	大 泉 貞 行
10	農 政	早 坂 成 弘
11	農 政	畑 中 長 悦
12		堀 籠 勝 恵

・出席委員 12名 ・欠席委員 0名

・会議録書記 遠 藤 由 美 ・ 事務局長 高 橋 康 起

議決事項 議案第1号 農地法第3条の規定による許可決定について
議案第2号 農用地利用集積計画(案)の意見決定について
議案第3号 農用地利用配分計画(案)の意見決定について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は12名でございます。
定足数に達しておりますので、第1回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、8番阿部きよ子委員、9番大泉貞行委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。
…省略…

議長 それでは議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可決定についてを議題と致します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可決定について。
上記について下記のとおり農業委員長あての許可申請書を受け付けたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号1番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号1番 譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん、申請地、四竈字新赤欠〇〇番地、外2筆、地目、田及び畑、地積1,263㎡、申請事由につきましては記載のとおりでございます。
〇〇さんが労力不足等から当該農地を譲受人〇〇さんに贈与するものがありますが、〇〇さんの自作地で農用地区域に該当する農地は、みやぎ農業振興公社の農地売買等事業を活用することとしております。
〇〇さんは、引き続き耕作目的で所有するものであり、農地の効率的利用、労働力は問題なく、農業委員会の定める別段の面積も超えており、許可要件を満たしているものと判断しております。

議 長

内容の説明が終わりました。

議 長

現地調査の報告を7番菅原敏臣委員よりお願いします。

菅原委員

それでは、番号1番について、現地確認の報告をいたします。

去る、1月10日、担当委員高橋たえ子委員、渡邊義彦委員、堀籠会長、それに私と、高橋局長の5名で確認を行いました。

申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。

申請地の利用状況、管理状況などを確認して参り、適正に管理されておりました。

私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしく願い申し上げ報告といたします。

議 長

ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号1番については、可と決しました。

議 長

番号2番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号2番 譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん、申請地、大字新手倉〇〇 外1筆、地目 田、地積6,078㎡、申請事由につきましては記載のとおりでございます。

譲受人の〇〇さんは、引き続き耕作目的で所有するものであり、ご自身は福島県にお住まいではありますが、大衡村のご実家にはご子息がお住まいで農業に従事しているとのことであります。農地の効率的利用、労働力は問題なく、農業委員会の定める別段の面積も超えており、許可要件を満たしているものと判断しております。

議 長

内容の説明が終わりました。

議 長

現地調査の報告を7番菅原敏臣委員よりお願いします。

早坂委員

それでは、番号2番について、現地確認の報告をいたします。

現地調査の日程及び担当委員については、番号1番の報告と同様であり、申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。

申請地の利用状況、管理状況などを確認して参り、適正に管理されておりました。

私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

早坂成弘委員 自作地8,701.38㎡の内の2筆、6,078㎡を売却するという理解でよろしいですか。

議長 そのとおりです。

議長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号2番については、可と決しました。

以上で、議案第1号、農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 議案第2号、農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第2号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。

記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号1番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号1番、権利の種類、有償所有権移転、譲渡人、宮城県農地中間管理機構 公益

社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江 畑 正 徳 ^{え ばた まさ のり} さん、譲受人〇〇さん、土地の所在、四竈字伝八〇番地〇、外3筆、地目、田、地積9, 305㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

先月の総会でご可決いただきましたみやぎ農業振興公社の農地売買等事業を活用した〇〇さんから公社への所有権移転の登記が完了しましたので、公社から遠藤さんへの所有権移転を行うものです。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号1番は可と決しました。

議 長 番号2番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号2番、権利の種類、有償所有権移転、譲渡人〇〇さん、譲受人、宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江 畑 正 徳 ^{え ばた まさ のり} さん、土地の所在、四竈字道命南〇番地〇、外9筆、地目、田、地積19, 440㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等からみやぎ農業振興公社の農地売買等事業を活用するものです。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号2番は可と決しました。

議 長 番号3番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号3番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、大字新上本町〇〇番地、地目、田、地積3, 125㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、耕作不便のため、地域の担い手である〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号3番は可と決しました。

議 長 番号4番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号4番、権利の種類賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、王城寺字新山下〇〇番地、外2筆、地目、田、地積6, 327㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。新規扱いにはなりますが、耕作者が父から息子さんに引き継がれるものであります。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号4番は可と決しました。

議 長 番号5番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号5番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、王城寺字横内四番〇番地〇、外6筆、地目、田、地積30,497㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。こちらも番号4番同様、新規扱いにはなりますが耕作者がお父さんから息子さんに引き継がれるものであります。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号5番は可と決しました。

議 長 番号6番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号6番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、王城寺字新横内〇番地〇、外1筆、地目、田、地積5,990㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号6番は可と決しました。

議長 番号7番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号7番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、王城寺字新横内〇番地〇、地目、田、地積 360㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

畑中委員 6番、7番同じなのですが、〇〇には法人組合があつて敢えて個人的な賃貸借ということは法人に断られたのか、それとも個人的にお願いしたいからなのか。

議長 地番を見てもらうと判ると思いますが、併せ田になっていて〇〇さんが作っていると行ったことになります。利便性を図るためにそのようにしたのではないかと考えられます。

議長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号7番は可と決しました。

議長 次の番号8番は、私が代表を務める法人の議事でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席いたします。

【議長退席後】

職務代理 それでは、暫時の間、私が議長を務めさせていただきます。

職務代理 番号 8 番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号 8 番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人 有限会社、〇〇代表取締役〇〇さん、土地の所在、一の関字新西原前〇〇番地、外 2 3 筆、地目、田、地積 2 5, 5 0 0 m²、賃貸及び期間につきましては記載のとおりでございます。
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である 有限会社〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

職務代理 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

職務代理 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

職務代理 全員賛成ですので、番号 8 番は可と決しました。

【退席者着席後】

議 長 おはかりいたします。
番号 9 番から番号 1 2 番は、借受人が同一であることから一括審議とし、採決は各番号ごとに行いたいと思いますが、これにご意義ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしですので、一括して審議を行います。

議 長 番号 9 番から番号 1 2 番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号 9 番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人、株式会社〇〇代表取締役〇〇さん、土地の所在、四竈字大原〇番地〇、外 1 筆、地目、田、地積 2 9, 0 4 2 m²、賃貸及び期間につきましては記載のとおりでございます。
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である 株式会社〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。
番号 1 0 番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人、株式会社〇〇代表取締役〇〇さん、土地の所在、王城寺字新下川原〇番地〇、地目、田、地積 7 2 8

m²、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

番号11番、権利の種類賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人、株式会社代〇〇表取締役〇〇さん、土地の所在、王城寺字新下川原〇番地〇、地目、田、地積1,013m²、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

番号12番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人、株式会社〇〇代表取締役〇〇さん、土地の所在、王城寺字新下川原〇番地〇、地目、田、地積1,156m²、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

番号10番から番号12番の設定理由といたしましては、番号11番の農地を所有する熊谷さんが、あわせ田である番号10番及び番号12番の農地を耕作しておりました。この度作業効率を図るため、所有者全員が認定農業者である株式会社〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。

議 長 採決に入ります。番号9番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号9番は可と決しました。

議 長 続きまして、番号10番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号10番は可と決しました。

議 長 続きまして、番号11番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号11番は可と決しました。

議 長 続きまして、番号12番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号12番は可と決しました。

議 長 番号13番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号13番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、四窠字新瀧本〇〇番地、外2筆、地目、田、地積6,926㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号13番は可と決しました。

議長 番号14番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号14番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、四竈字新本郷〇番地〇、外8筆、地目、田、地積19,960㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、今までも利用権を設定していた認定農業者である〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号14番は可と決しました。

議長 番号15番は、4番早坂勝一委員が関係する議事でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席していただきます。

議長 番号15番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号15番、権利の種類、賃貸借、貸付人〇〇さん、借受人〇〇さん、土地の所在、一の関字新高野〇番地〇、外5筆、地目、田、地積9,442㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、今までも利用権を設定していた認定農業者である〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号15番は可と決しました。

【退席者着席後】

議長 以上で、議案第2号、農用地利用集積計画（案）の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 議案第3号、農用地利用配分計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第3号 農用地利用配分計画（案）の意見決定について。
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号1番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号1番、権利の種類、賃貸借、転貸人、宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 ^{え ばた まさ のり}江畑正徳さん、借受人、株式会社〇〇代表取締役〇〇さん、土地の所在、王城寺字新下川原〇番地〇、外1筆、地目、田、地積1,412㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、当該農地は、議案第2号、番号10番から番号12番の農地と併せ田になっている部分を含む隣接地であることから、中間管理機構から借り受けておりました〇〇さんが耕作を引き継ぐこととなり、中間管理機構との契約を変更するものです。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 採決に入ります。番号1番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号1番は可と決しました。

事務局長 番号2番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

番号2番、権利の種類、賃貸借、転貸人、宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江 畑 正 徳 ^{え ばた まさ のり}さん、借受人〇〇さん、土地の所在 高根字新松原〇〇番地、外12筆、地目、田、地積23,624㎡、借賃及び期間につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、これまで中間管理機構から借り受けておりました認定農業者より耕作できない旨の申し出があり、更にこの認定農業者と同地区の〇〇さんに耕作が引き継がれることについて所有者も同意していることから、中間管理機構との契約を変更するものです。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号2番は可と決しました。

議長 以上で、第3号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

本日附議されました案件につきましては、以上であります。

第1回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前10時08分

閉会時刻：午前10時48分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和5年1月25日

議 長 (会長)	堀 籠 勝 惠	㊟
署 名 委 員	阿 部 きよ子	㊟
署 名 委 員	大 泉 貞 行	㊟